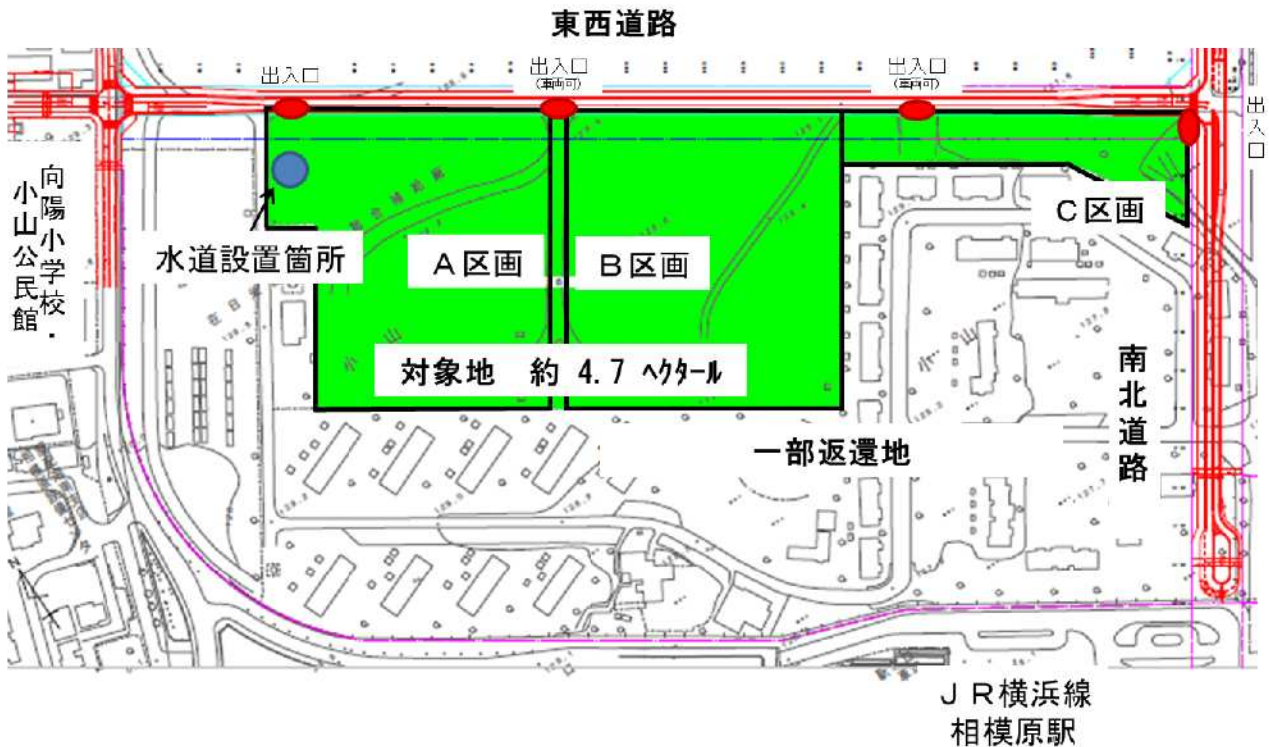


# 相模総合補給廠一部返還地の 一般利用について

一部返還地(財務省所管の国有地)のうち、  
更地部分(約4.7ヘクタール)について、  
一定の条件の下、防災訓練やイベントなど  
に利用ができます。



- 1 利用開始日： 平成30年4月1日(日)から
- 2 用途： 自治会や商店街による地域振興イベントや民間事業者等による広域的なイベント、防災訓練など
- 3 貸付料  
(1) 自治会、社会福祉協議会など、自治活動や公共的な活動を行う団体は、無料で利用できます。  
(2) その他の団体、事業者が利用する場合は有料です。  
なお、目的、内容に応じて減免できる場合があります。
- 4 申込方法： 担当課に事前に相談の上、必要書類を添えて、申込書を提出してください。  
(利用する日の6か月前から14日前までに申込みをしてください。)

## 必要書類

- (1) 事業計画書
- (2) 警備計画書
- (3) 収支等の計画の記載がある書類 など

5 使用制限 : 次のいずれかに該当する場合は、利用できません。

- (1) 広く一般市民が利用すると認められないとき。
- (2) 対象地及びその周辺において公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 対象地の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 火気を使用し、又は臭気、騒音等を発生させる器具を使用する場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
- (5) 近隣住民の迷惑となり、又は危険が及ぶおそれがあるとき。
- (6) 申込者が、相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (7) 宗教団体の行う布教目的の祭礼、集会等に該当するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、対象地の管理上支障があると認められるとき。  
他にも利用できない場合があります。詳しくはお問合せください。

6 その他

- (1) 国有地であることから上記にかかわらず利用目的や内容により、国から利用が許可されないことがあります。
- (2) 上水道の利用に当たっては、別途、申込者により水道局への手続が必要になります。  
また、水道使用料をご負担いただきます。
- (3) 対象地にはトイレ、汚水排水設備、電気や通信線の引込設備がありません。

詳細は、下記までお問い合わせください。



**相模原市**

**担当課 : 総務局 渉外部 渉外課**

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 : 042(769)8207

FAX : 042(754)2280

E-Mail: shogaika@city.sagamihara.kanagawa.jp